

郡山市内の国道4号・49号において 道路除染及び舗装修繕工事を実施します。 (開成地区・日和田町高倉地区 他)

郡山国道事務所では、郡山市策定の「郡山市ふるさと再生除染実施計画」において除染対象となるエリアのうち、住宅除染の進捗に併せて国道4号・49号の一部の区間において道路除染を実施します。当事務所管内では初の道路除染となります。

また、国道49号の除染に併せて、地区内の舗装が傷んでいる箇所の舗装修繕工事を同時に実施し、一体的な整備を実施します。

1. 期間 : 平成25年12月2日(月) ~ 平成26年3月上旬
(事前モニタリング調査開始)
2. 場所 : 下記のとおり 延長9.5 km (詳細は別紙を参照ください。
 - 国道4号 香久池2丁目～山根町、日和田町高倉～本宮市境 延長2.6 km
(対象地区: 香久池、山根町、日和田町高倉)
 - 国道4号BP 台新2丁目～亀田2丁目 延長2.3 km
(対象地区: 台新、島、亀田)
 - 国道49号 香久池2丁目～桑野5丁目 延長4.6 km
(対象地区: 香久池、山崎、菜根、菜根屋敷、桑野清水台、開成、桑野)
3. 工事内容:
 - (1) 除染工事
工事実施にあたっては、線量を厳密に測定し、その結果を速やかに公表するとともに、低減効果を把握しながら追加の除染を検討するなど効率的、効果的に実施します。具体的には、主として次の作業を予定しています。
 - 車道: 堆積物除去
 - 歩道: 堆積物除去
 - 側溝: 堆積物除去、高圧洗浄(排水回収)
 - 植樹帯: 表土入れ替え※なお、工事現場の公開を予定していますが、あらためてお知らせします。
 - (2) 舗装修繕工事
経年劣化により傷んだ舗装路面を修繕します。
 - アスファルト舗装修繕
(国道49号 菜根屋敷交差点～桑野三丁目交差点のうち傷んでいる箇所)

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
技術副所長 横山修司(よこやましゅうじ)内線205
管理課長 蔦屋紀幸(つたやのりゆき)内線431
郡山市安積町荒井字丈部内28-1
TEL. 024(946)0333(代表)

国道4号・49号道路除染実施箇所



国道の除染実施区間

	国道4号	延長2.6km
	国道4号BP	延長2.3km
	国道49号	延長4.6km



郡山市発注の住宅除染範囲
(平成24年12月発注まで)